

## 第三章 産業財産権侵害の罰則の見直し

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

従来の産業財産権四法における侵害罪の刑事罰については、特許権及び商標権侵害罪に係る刑事罰が5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、実用新案権及び意匠権侵害罪に係る刑事罰が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となっている（意匠法第69条、特許法第196条、実用新案法第56条、商標法第78条）。また、いずれにおいても懲役刑と罰金刑の併科は規定されていない。

両罰規定における法人重課の罰金額については、特許権及び商標権侵害罪に係る罰金額が1億5千万円以下、実用新案権及び意匠権侵害罪に係る罰金額が1億円以下となっている（意匠法第74条第1項第2号、特許法第201条第1項第1号、実用新案法第61条第1項第2号、商標法第82条第1項第1号）。

#### (2) 改正の必要性

我が国が今後とも産業の国際競争力を向上させていくためには、産業財産権の保護の強化が必要となっている。一方、意匠権、特許権等の産業財産権は、第三者による侵害が容易であり、近年、侵害による損害額も高額化している状況を踏まえると、産業財産権を侵害からより適切に保護する必要がある。

また、海外において模倣被害を受けている我が国としては、産業財産権の保護に率先して取り組む姿勢を内外に示すとともに、産業財産権の保護の重要性を世界に働きかけることが求められている。

## 2. 改正の概要

意匠権、特許権及び商標権の直接侵害に対する懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1,000万円に引き上げるとともに、実用新案権の侵害罪に係る懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に引き上げることとした。さらに産業財産権の間接侵害（みなし侵害）に対する懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に統一した。また、産業財産権四法について懲役刑と罰金刑の併科を導入し、法人重課について、四法統一的に3億円以下の罰金に引き上げることとした。

## 3. 改正条文の解説

### ◆意匠法第69条

#### (侵害の罪)

**第六十九条** 意匠権又は専用実施権を侵害した者（第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### ◆特許法第196条

#### (侵害の罪)

**第一百九十六条** 特許権又は専用実施権を侵害した者（第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

れを併科する。

◆実用新案法第56条

(侵害の罪)

**第五十六条** 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役  
若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

◆商標法第78条

(侵害の罪)

**第七十八条** 商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

◆意匠法第69条の2

**第六十九条の二** 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

◆特許法第196条の2

**第一百九十六条の二** 第百一条の規定により特許権又は専用実用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### 第四部 共通する改正項目

##### ◆商標法第78条の2

**第七十八条の二** 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ◆意匠法第74条

(両罰規定)

**第七十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑  
三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

##### ◆特許法第201条

(両罰規定)

**第二百一条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰

金刑

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

◆実用新案法第61条

(両罰規定)

**第六十一条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第五十六条第一項又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により第五十六条又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

◆商標法第82条

(両罰規定)

**第八十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 第四部 共通する改正項目

- |   |  |
|---|--|
| 二 | <u>第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑</u>  |
| 二 | (略)  |
| 2 | (略)  |
| 3 | <u>第一項の規定により第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</u> |

##### (1) 刑事罰の引上げ

###### ① 懲役刑の上限の引上げ

産業財産権は、権利を取得するまでに多大な投資が必要となる一方、権利が公開されることから、一定の模倣技術を持つ第三者に模倣されやすいといった特性を有する。また、近年、産業財産権の価値が向上していることなどから、侵害による被害額も高額化している状況にある。そこで、侵害行為に対する抑止効果や他の財産犯にかかる法定刑との均衡などを総合的に勘案し、直接侵害罪に係る懲役刑の上限を引き上げることとした（意匠権、特許権、商標権の侵害罪については10年、実用新案権の侵害罪については5年）。

###### ② みなし侵害罪

意匠法、特許法及び実用新案法においては、侵害品の製造にのみ用いる物を生産等する行為が侵害とみなす行為とされている。また、今改正によって、それまで商標法において規定されていた譲渡等を目的とした所持行為が意匠法、特許法及び実用新案法においても侵害とみなす行為として追加されることとなった。

こうしたみなし侵害行為は、直接侵害行為の予備的・帮助的行為と位置づけられ、こうした行為を侵害とみなすことによって産業財産権に対する侵害抑止の実効性を確保するために規定されたものである。また、侵害品の製造にのみ用いる物の生産等行為や譲渡等目的所持行為は、同行為自体によって直接的に権利者の損害を発生させる行為ではなく、あくまで直接侵害行為の予備的・帮助的行為にとどまる。

これらを踏まえ、みなし侵害行為に係る懲役刑の上限については、産業財産権四法とともに5年とすることとした。

### ③ 罰金刑の上限の引上げ（1,000万円）

罰金刑は利欲犯に対する抑止力として効果的であり、産業財産権の侵害は、一般的に不法な利益の取得を目的とする利欲犯の犯罪であることから、従来の制度においても、特許権及び商標権侵害罪に対して500万円以下の罰金、意匠権及び実用新案権侵害罪に対して300万円以下の罰金を法定刑として規定している。

産業財産権の侵害による被害額は高額となる場合も多く、侵害行為によって不法な経済的利益を得た侵害者については、自由刑のみならず、財産刑たる罰金刑を適切に適用する必要がある。

このため、産業財産権の侵害に係る懲役刑の上限を引き上げるとともに、罰金刑の上限についても、同様に引き上げることとした（意匠権、特許権及び商標権の侵害罪については1,000万円、実用新案権の直接侵害については500万円、産業財産権のみなし侵害罪については500万円）。

### （2） 懲役刑と罰金刑の併科導入

産業財産権侵害罪は財産権の侵害であり、経済的利得を目的として行われることが多いことを考えると、懲役刑が選択される場合であっても、経済的制裁である罰金を併科することにより、刑事罰の抑止効果を高めることが可能になると考えられる。なお、同様の観点から、他の知的財産権法（著作権法、不正競争防止法）においては、既に、懲役刑と罰金刑の併科が導入されている。

こうしたことから、産業財産権侵害罪に係る刑事罰について、懲役刑と罰金刑の併科を導入することとした。

### （3） 法人に対する処罰の引上げ

企業経営における産業財産権の重要性や、産業財産権の侵害による被害額の

#### 第四部 共通する改正項目

高額化に鑑みて、産業財産権四法の両罰規定における法人重課についても、3億円以下の罰金に引き上げることとした。

##### (4) 両罰規定における時効の期間の調整

産業財産権四法についての公訴時効については、刑事訴訟法第250条により、長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年（第4号）、長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については5年（第5号）、長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年（第6号）を経過することによって完成する。

特許権、意匠権、商標権の侵害罪が懲役10年以下、実用新案権の侵害罪及び産業財産権四法のみなし侵害罪の懲役刑が5年以下となった場合、自然人については7年及び5年の時効期間が適用されることとなるが、一方で両罰規定における法人重課により罰金刑のみ課される法人については3年の時効期間が適用されることとなり、自然人と法人の時効期間が異なってしまうこととなる。

こうした事態を避けるため、産業財産権四法における両罰規定を改正し、法人等に罰金刑を科す場合における時効の期間は、自然人の侵害罪についての時効の期間による旨を規定した。